

太宰府市教育委員会
教育長 樋田京子様
(教育部学校教育課)

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会長 實原隆志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 3 年 6 月 9 日付 3 太教学第 812 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 4 月 30 日付 2 太教学第 339 号で行った情報一部公開決定処分は、本件審査請求に係る決定において非公開とした部分のうち、太宰府市第三者調査委員会（以下「第三者委員会」という。）委員の氏名、専門、所属を非公開とした点において妥当ではなく、学校名と委員の所属の一部を除く部分を公開すべきである。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求書（令和 3 年 4 月 19 日付）による情報公開請求に対し、実施機関が行った情報一部公開決定（令和 3 年 4 月 30 日付 2 太教学第 339 号）の処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、非公開部分の公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 情報公開請求

審査請求人は、令和 3 年 4 月 19 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条及び同施行規則（平成 9 年規則第 12 号）第 3 条に基づき、「令和 3 年 3 月 30 日開催の 3 月定例教育委員会会議「報告第 1 号第三者委員会の調査報告について」に記載の第三者委員会の設置目的、委員構成など第三者委員会の概要がわかる書類」の公開請求をした。

イ 情報一部公開決定

実施機関は、情報公開条例第 10 条第 2 号の個人に関する情報が含まれるとの理由により情報の一部を公開する決定を行った。（令和 3 年 4 月 30 日付 2 太教学第 339 号）

ウ 審査請求

審査請求人は、同年5月26日に本件処分を不服とし、情報公開条例第13条の規定に基づき実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和3年6月21日付の反論書及び同年7月7日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 主張の要旨

ア 第三者委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき設置された委員会である。

イ 実施機関は、弁明書4(2)で、第三者調査委員会実施要項(以下「要項」という。)の非公開部分①を「氏名や住所などの第一義的な個人に関する情報でない」と認めたとうえで「他の情報と組み合わせることにより、個人を特定し得る情報である」と主張する。また、学校名を例に挙げ「A学校に所属するという情報は、保護者を含む地域住民等の関係者が持つ他の情報を組み合わせることで、特定の児童生徒を推測、識別され得る情報であると判断できる。」と主張する。しかしながら、学校という情報と保護者を含む地域住民等の関係者が持つどのような情報が組み合わせれば特定の児童生徒が推測、識別されるかについて実施機関は、何ら具体的な納得いく説明をしていない。よって、要項の非公開部分①の情報は、特定の児童生徒を推測、識別され得る情報ではなく、情報公開条例第10条第2号に該当しないと判断される。

ウ 令和2年7月22日付資料(以下「委員一覧」という。)非公開部分②及び令和2年7月27日付2太教学第1228号の依頼文書(以下「依頼文書」という。)の非公開部分②も同様の理由により情報公開を求める。なお、実施機関は、情報公開非公開の理由として情報公開条例第10条第7号を追加で挙げているが、情報一部公開決定通知書の公開しない理由に記載されているのは、情報公開条例第10条第2号だけであるので、今回の審査請求の対象外である。

エ 情報の開示が求められている委員一覧の非公開部分④ないし非公開部分⑧及び依頼文書の非公開部分⑩の第三者委員会委員氏名の情報公開である。委員氏名は、情報公開条例第10条第2号の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報である。しかし、附属機関等委員の氏名は従来から慣行上公表しており、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害する恐れのないと認められる情報であり、情報公開条例第10条第2号の例外規定に該当する情報である。このことについては、実施機関も弁明書の中で、委員会委員の氏名は、「従来から慣行上公表している情報と言える」ことを認めている。しかし、当事者間の不信感から思わぬ行動により、第三者委員会委員個人のプライバシーが侵害される恐れを否定できないことを理由に、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害する恐れがないと必ずしも認められない情報として情報公開条例第10条第2号の例外規定に該当しないと主張する。しかしながら、太宰府市の附属機関等の中には不利益処分の審議等を行うことから、不利益処分を受けた市民から委員個人のプライバシーが侵害される恐れを否定できない附属機関等が多く存在する。しかし、そのような附属機関等も委員の氏名は公表している。第三者委員会だけが委員の氏名公開をしない特別な理由があることを実施機関は何ら示して

おらず、第三者委員会委員氏名は、情報公開条例第10条第2号の例外規定に該当するので委員氏名を公表されたい。なお、太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第7条第1号では、努力規定ながら「附属機関等の概要(名称、設置目的、委員の氏名等)公表するものとする。」としていることも付記しておく。

オ 委員一覧の専門に関する非公開部分③及び非公開部分④、所属に関する非公開部分⑤ないし非公開部分⑬及び依頼文書の非公開部分⑱について、実施機関は、公開した委員の職種と所属を組み合わせるにより特定の個人を識別し得るとして非公開にしたと主張する。しかしながら、第三者委員会の委員氏名が公開されれば、非公開の理由がなくなるので、その場合は情報を公開されたい。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和3年6月9日付の弁明書及び同年7月7日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 主張の要旨

ア 本件の第三者委員会は、いじめの重大事態の調査のために「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)(以下「ガイドライン」という。)及び「福岡県いじめ防止基本方針」に基づき設置した。

第三者委員会の調査を含め、本案件に係るすべての調査は、いじめの全容解明、当該いじめの事案への対処及び事案の再発防止が目的であるが、常に被害児童生徒・保護者に寄り添い、丁寧に説明しながら信頼関係の構築に努めている。調査に際しては、児童生徒に係るセンシティブな情報を取り扱うこととなり、被害児童生徒だけでなく、他の児童生徒に対しても、特段の配慮を要するものであり、さらには保護者に対しても、特段の配慮を要するものである。

また、結果の公表も事案の再発防止を最大の目的にしているが、公表の結果、被害児童生徒・保護者の心情を害することがないように、公表するか否かについて、慎重な意向確認を行いながら、公表内容等の確認を行っている状況であり、案件の終息に至っていないのが現状である。

イ アのような状況の中、審査請求人が審査請求書に記載した事実について、以下のよう

① 審査請求書記載事実のうち、「非公開部分①、②、⑳の情報は、学校名である可能性が高く、公開によって特定の個人が識別される可能性はないと思料されるため」を理由とした公開については、否認する。

② 審査請求書記載事実のうち、「非公開部分③乃至非公開部分㉑の情報は、第三者委員会委員に関する情報で附属機関等の委員等の情報は従来から慣行上公表しており、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報」を理由とした公開については、否認する。

③ 処分庁の教示の有無及びその内容について、教示は情報一部公開決定通知書に記載しているため、否認する。

ウ 要項の非公開部分①は、氏名や住所などの第一義的な個人に関する情報ではないが、

他の情報と組み合わせることにより、個人を特定し得る情報であるため、非公開とした。情報公開条例第10条第2号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」としており、個人に関する情報は、氏名や住所などの第一義的信息だけでなく、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別し得る情報も個人に関する情報とされている。審査請求人は、当該非公開部分を「学校名」と推察しているため、ここでは、学校名を例に述べると、学校名は単に場所を示す情報だけでなく、所属を表す情報でもある。A学校に所属するという情報は、保護者を含む地域住民等の関係者が持つ他の情報と組み合わせることで、特定の児童生徒を推測、識別され得る情報であると判断できる。このことは、他に学年やクラス、部活動などの個人の所属を表す情報も同様に、特定の個人を識別し得る情報として、非公開とすべき情報である。委員一覧の非公開部分②、依頼文書の非公開部分②も同様の理由により、非公開情報とした。

エ ウで示した非公開情報を公開することにより、SNS等での情報拡散によって、被害児童生徒だけでなく、憶測などからすべての児童生徒の心情に多大な影響を与えるものであり、情報公開条例第10条第7号に該当するものである。

オ 委員一覧の非公開部分④から⑧は、当該委員会委員の氏名である。個人の氏名は、第一義的な個人に関する情報であり、情報公開条例第10条第2号に規定する「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当することは明白である。同号ただし書イの適格性について、当該非公開部分は委員会委員の氏名であり、従来から慣行上公表している情報と言えるが、今後公表しても社会通念上の個人のプライバシーを侵害するおそれがないとは必ずしも認められないため、同号ただし書イには該当しないとした。

その理由は、当該委員会が審理した案件がいまだ終息しておらず、被害・加害の児童生徒及び保護者に対して、特段の配慮を要するものであり、当事者間の不信感から思わぬ行動により、当該委員会委員個人のプライバシーが侵害されるおそれを否定できないためである。

カ 今回の第三者委員会の調査は、ガイドラインの「個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関（第三者により構成される組織。いじめに限らず体罰や学校事故等、学校において発生した事案を調査対象とする附属機関も考えられる。）において実施する場合」のケースにあたる。ガイドラインは、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査にかかるガイドラインであり、本件第三者委員会も、いじめ防止対策推進法第28条第1項の「当該学校の設置者又はその設置にする学校の下に組織を設け」とある組織にあたる。

したがって第三者委員会は、形式において条例により設置されている附属機関ではなく、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査のために設けた調査組織であると考えられる。それゆえ、「太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」の各条項が適用される「市の附属機関及び協議会等」には該当しない（令和3年7月19日に実施機関より文書でなされた「組織の位置づけについての回答」による）。

キ ガイドラインでは、「第7 調査結果の説明・公表」において、「いじめの重大事

態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。」としている。続けて、「調査結果を公表する場合は、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障のない限り公表することが望ましい。」としている。ただ、本案件の調査結果の公表については、未だ被害児童生徒・保護者の意向確認が取れていないため、公表するか否かは決定していない。

現段階において、本案件に係る事項を公表することは、被害児童生徒・保護者との信頼関係が損なわれ、さらには加害児童生徒・保護者との信頼関係にも影響を与え、本案件の終息に著しい支障が生じるおそれがある。その点においては、情報公開条例第10条第5号の「当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの」に該当するものである。

ク また、同条例第10条第2号ただし書ア、ウ、エの規定にも該当しないため、非公開情報とした。依頼文書中、非公開部分⑳もオ、カ、キの理由により、非公開情報とした。

ケ 委員一覧の非公開部分㉑から㉓は、当該委員会委員個人の所属を表す情報である。本処分においては、第三者調査委員会の構成概要を公開し、審理の信頼性を示すことから、委員の専門（職種）を公開することとした。公開した専門は特別な職種であり、その所属と組み合わせることで、特定の個人を識別し得るため、特定の個人を識別し得る情報として、非公開情報とした。依頼文書中、非公開部分㉒も同様の理由により、非公開情報とした。

5 審査会の判断

(1) 情報公開条例における関係規定

情報公開条例は、情報公開請求を受けた場合に、当該情報を公開することを原則としている一方で、情報公開条例第10条各号において例外的に公開しなくてよい情報を列挙している。そのうち、本件請求と密接に関係する非公開情報は、個人情報である（情報公開条例第10条第2号柱書き）。個人情報には、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報だけでなく、特定の個人が「識別され得る」情報も含まれる。市の「運用の手引き」の説明によれば、ほかの情報と結びつけることで間接的に特定の個人が推測できるものが「識別され得る」情報に含まれる。

また、情報公開条例第10条第2号ただし書は、個人情報であってもなおも公開を要する場合を同号アからエにおいて列挙している。市の「運用の手引き」は、そのうち、「イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報」には、公表することを前提として提供された情報や、従来から慣行上公表されている情報などが含まれるとしている。

(2) 本件文書のうち非公開となった情報

ア 学校名

当審査会において本件文書を確認したところ、本件文書非公開部分の㉔と㉕及び㉖は、調査の対象となった学校の名称及び学校名の推測につながる記載である。そこで、

学校名の公開の要否について検討する。

まず、学校名から直ちに特定の個人を識別できるとは考えられないため、本件請求においては、学校名とほかの情報を結びつけることで特定の個人を識別できるか否かが問題となる。その点、情報公開法制においては、そこでいう「ほかの情報」には一般人の知りうる情報にとどまらず、近隣住民や関係者のみが知る情報も含まれると考えられるのが一般的である。本件において調査対象となった事態は、学校名が分かると当該学校関係者には関係する個人を容易に特定できる程の事態であるとの実施機関の見解を受ければ、そこに具体的情報の説明が不足しているとしても、具体的な学校名の公開には慎重にならざるを得ない。加えて「ある団体の構成員が必ずしも少数ではない場合であっても、情報の性質、内容によっては、当該団体に属する構成員全員が不利益を受ける可能性」も考慮に入れて解釈する必要があると指摘されている（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕』（有斐閣、2018年）75-79頁）。そのため、学校名が明らかになることで、当該学校に属する構成員全員が不利益を受ける可能性がないかとの観点での検討も必要である。

本件文書の学校名は、いじめの重大事態の調査の対象となっている学校の表記である。そして、学校名の公開が、当該学校に属する構成員全員に様々な不信感や憶測等を抱かせることになるおそれは否定しがたい。それゆえ、当該学校の規模から特定の個人を識別できるか否かの判断は難しいものの、少なくとも、学校名が公表されることで当該学校の構成員にとっては不利益となりうると考えられる。よって、本件文書のうち、学校名やそれを推測できる情報が記載されている部分の公開は要しないと考えられる。

イ 委員名及び所属

本件文書非公開部分⑭から⑯は第三者調査委員会の委員の氏名、非公開部分⑤から⑬は委員の所属の記載である。こうした情報は、情報公開条例のいう、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報に該当するため、ここでは、情報公開条例第10条第2号ただし書が挙げる情報、中でも、「イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報」に該当するか、また、市の「運用の手引き」のいう、公表されることを前提として提供された情報や、慣行上公表されている情報に該当しないかが問題となる。

「太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第7条は附属機関等の公開に努めるものとするとして規定し、同条第1号においては「附属機関等の概要」として「委員の氏名」も公表されるべきものとされている。それゆえ、本件では「第三者調査委員会」と市の要綱の関係が検討課題となる。

本件の「第三者調査委員会」は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査のため教育委員会の下に置かれた組織である。そして、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」にある調査組織の内、「いじめの重大事態の調査に関する附属機関において実施する場合」のケースにあたる。同委員会は常設の委員会ではないものの、同項に基づく調査のため教育委員会の下に置かれた組織であり、市の「いじめ防止基本方針」と密接に関連する委員会であることから、各委員には委嘱状が交付され、手当や旅費等も支給されることが見込まれる。本件の「第三者調査委員会」は、実施機関の

説明によれば「太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」の各条項が適用される「市の附属機関及び協議会等」には該当しないとのことであるが、同委員会の役割の重要性に鑑みると、要綱の考える公益性の高い委員会の委員の氏名や所属は公表されるのが一般的であり、それが市政の透明性にもつながるとの趣旨があてはまる。さらに、実施機関が弁明書で述べているとおり、ガイドラインには「調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障のない限り公表することが望ましい」とある。よって本件の「第三者調査委員会」の委員の氏名や所属は情報公開条例上の、通常であれば公表される慣行のある情報であるといえる。また、そうした委員の氏名が公表されることは当該の各委員においても十分に予想されうることであり、委員の氏名は、情報公開条例上も公表されることを前提として提供された情報であるともいえる。その点、実施機関は、調査委員会の委員の氏名が公表されることにより、様々な不利益が懸念される旨を述べるが、そうした「不利益」は、この種の委員を務める上で予想される一般的なおそれを越えるものではなく、調査自体は完了していることも考えても、委員の氏名等を非公開としなければならないほどに重大なものとはいえない。

他方で、大学教員の所属や弁護士所属事務所とは異なり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの具体的な勤務場所は、通常は公表されることのない、重要な個人情報ということができ、委員としての職務に直接関係する情報ともいい難い。それゆえ、それらの情報は慣行上公表されるものとはいえず、公表されることが前提として提供されたものともいえないため、公開を要しない。

それゆえ、第三者調査委員会の委員の氏名や役職のうち、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの具体的な勤務場所を除く部分を公開すべきである。

(3) 結論

以上のことから、本件文書のうち、学校名と学校名の推測が可能な部分及び本件スクールソーシャルワーカー（2名）と本件スクールカウンセラーの具体的な勤務場所が記載されている部分を除く情報を公開すべきである。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

- 令和3年6月30日 第1回審査会（審議）
- 令和3年7月7日 第2回審査会（口頭意見陳述、審議）
- 令和3年7月16日 第3回審査会（審議）
- 令和3年7月21日 第4回審査会（審議）